

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

課題1 あらゆる暴力根絶に向けた環境づくり

【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、性暴力、ストーカー行為、児童虐待、人身取引等は、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。こうした暴力の被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の克服すべき重大な課題です。

様々な形態の暴力に対して、学校、地域、職場、家庭等あらゆる場面で、人権侵害であるとの認識を広く浸透させ、暴力根絶に向けての啓発と意識改革が重要です。

また、子どもに対する性暴力やインターネット・携帯電話を通じた児童ポルノ、児童買春等を防止するため、子どもの権利に関する啓発・学習を促進する必要があります。

家庭内で起こる児童虐待や高齢者虐待等は、地域における意識の醸成と見守りのネットワーク化等、予防と根絶のための基盤づくりが重要になります。

医療機関や教育機関、警察、民間団体等、様々な機関の相互連携を強化して、あらゆる暴力の被害者が潜在化しないよう早期発見の仕組みを構築することが必要です。

また、被害者の精神的負担に配慮し、相談しやすい体制を整備するとともに、専門機関との連携を図りながら、適切な支援に結び付けることも重要です。

図 セクハラ行為を受けた経験

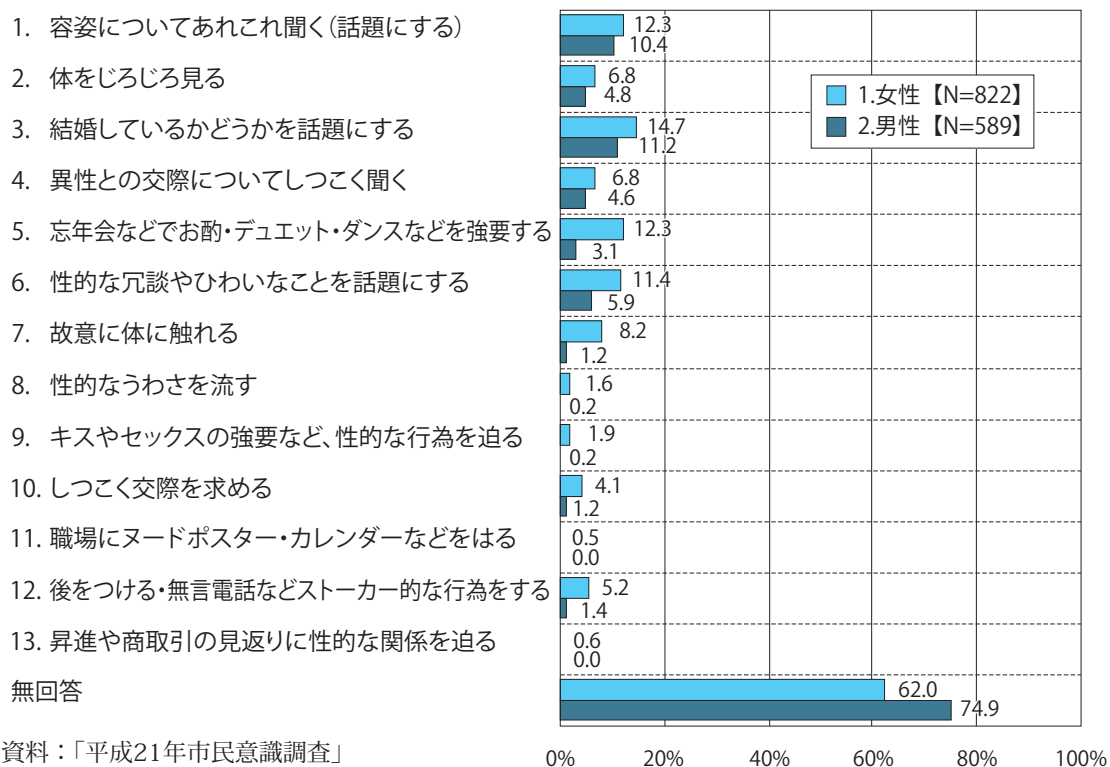
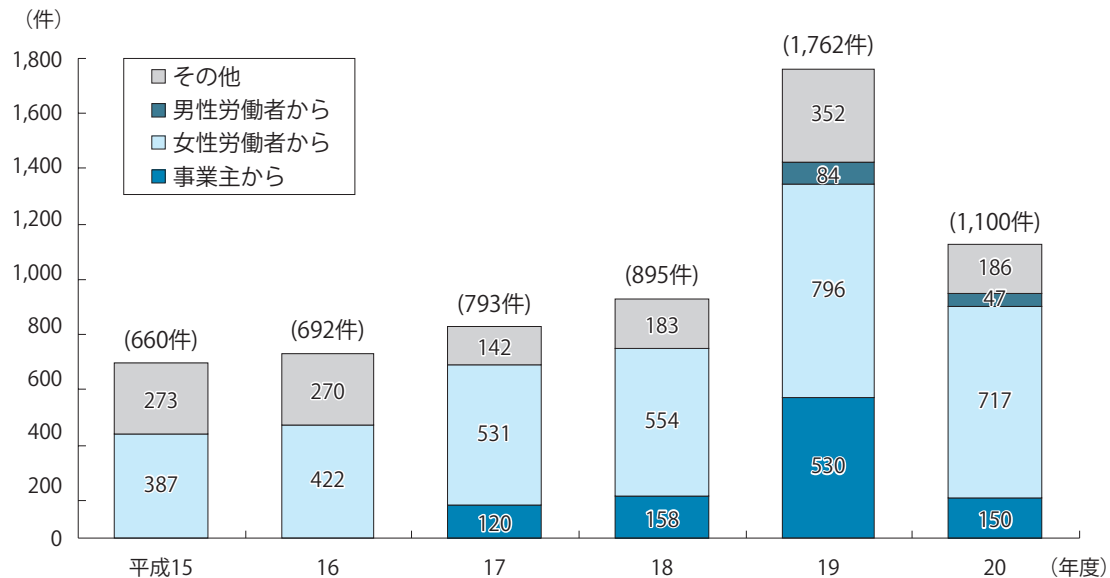


図 セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移（府）



（注）平成19年に男女雇用機会均等法が改正され、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも措置の対象となった。
「その他」には、労働者の家族や社会保険労務士等からの相談を含む。

グラフの（ 件 ）は相談の総件数

資料：大阪労働局雇用均等室資料より作成

表 大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数の推移（府）

	平成 13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
配偶者等からの暴力に関する相談件数	246	853	924	1,115	1,314	1,439	1,625	1,987
ストーカー警告件数	119	117	145	172	89	53	55	111
ストーカー禁止命令	7	3	2	2	0	0	0	3
ストーカー相談件数	1,295	1,105	1,177	1,517	1,319	1,087	993	1,217
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	44	90	110	93	77	99	130	88
児童買春・児童ポルノ法違反被害児童の数	96	92	59	108	83	107	113	63
売春防止法検挙件数	471	469	421	289	166	161	111	76

（注）1. 平成13年の配偶者等からの暴力に関する相談件数は法施行後にデータ集計を開始しており、1年に満たないもの。

2. 大阪府警察本部調べ

資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成21年度版年次報告書

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）暴力根絶に向けての啓発 ○女性等に対する暴力の防止のための啓発活動や学習機会の提供に努めます （人権文化課） ○セクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発に努めます （産業振興室・人権文化課） ○児童買春・児童ポルノやストーカー、児童虐待、人身取引等にかかわる啓発活動や学習機会の提供に努めます （こども室・地域教育振興課・人権文化課） ○児童虐待防止のために児童虐待の通告義務等について広報活動に努めます （こども室・人権文化課） ○高齢者虐待防止のために高齢者虐待の通告義務等について広報活動に努めます （高齢介護室・人権文化課） （２）暴力に対する相談・連携体制の充実 ○女性の心の悩みの相談（カウンセリング）の充実に努めます （人権文化課） ○被害者の自立支援に向けて、府や関係機関で実施している相談等の情報提供に努めます （人権文化課） ○心や身体について同じ悩みを持つ女性たちが相互に励まし、支え合えるような支援の在り方について研究します （健康増進課・人権文化課） ○児童虐待の防止に向けて関係機関と連携し、必要な支援と情報提供を行います （こども室） ○高齢者虐待の防止に向けて関係機関と連携し、必要な支援と情報提供を行います （高齢介護室）	○女性等に対する暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう ○セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりに努めます ○児童買春・児童ポルノやストーカー、児童虐待、人身取引等の防止に向けて学習しましょう ○市民は児童虐待の通告義務があることの認識を持ちましょう ○市民は高齢者虐待の通告義務があることの認識を持ちましょう ○被害者からの相談を受けたら、専門の相談窓口に相談するよう助言しましょう ○被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう ○悩みを抱え込まず当事者グループ等の情報を得て参加してみましょう ○児童虐待の事実を知った場合、速やかに児童相談所に連絡しましょう ○高齢者虐待の事実を知った場合、速やかに関係機関に連絡しましょう

課題2 配偶者等からの暴力（DV）根絶に向けた啓発の推進

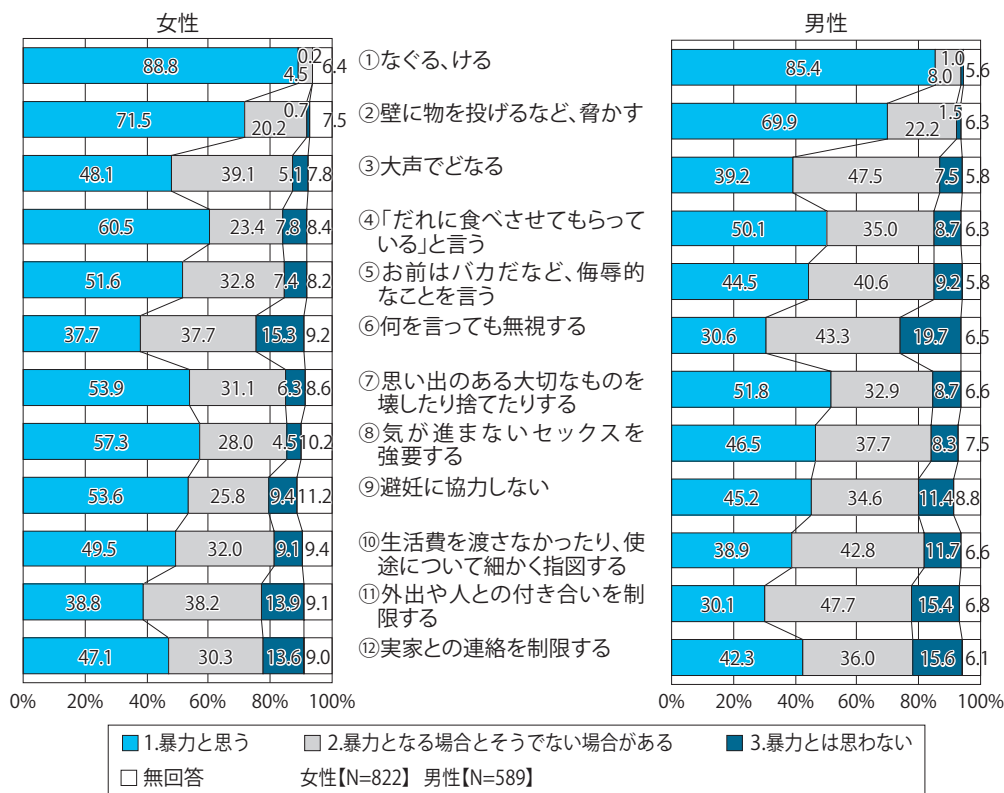
【現状と課題】

平成13(2001)年に「配偶者暴力防止法」が制定され、配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所がかかわり、被害者を保護するための制度化が図られました。また、平成16(2004)年の改正では、暴力の定義拡大や、保護命令制度の拡充、自立支援の強化等が盛り込まれました。これを受けて、大阪府では平成17(2005)年11月に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。府内市町村においても、配偶者等からの暴力に関する情報提供や正しい理解の促進が求められています。

近年では、若年層を含む恋人同士でも同様の暴力形態（デートDV）が起きていることが明らかになってきました。

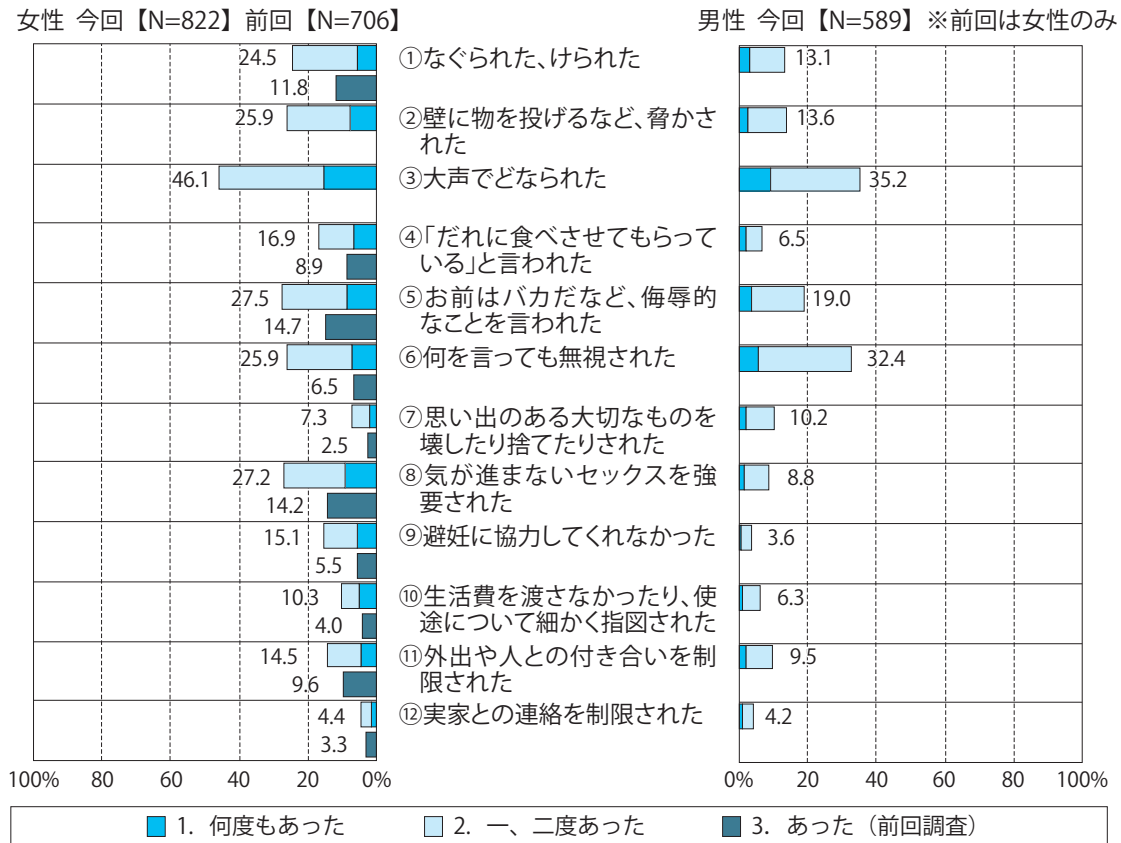
DVの被害者は、自分の身に起きていることがDVだと気付かないことが多くあり、周囲の一言が気付きのきっかけになることや、反対に不適切な対応により被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることもあるため、社会全体がDVに関して正しい知識を持つことが重要です。DV被害を受けている当事者の立場で考えられるよう、広報・啓発活動を推進することが必要です。

図 配偶者や恋人からの暴力の認識



資料：「平成21年市民意識調査」

図 配偶者や恋人からの暴力



資料：「平成21年市民意識調査」

施策の方向	
行政の役割 (具体的取組)	市民・地域社会、企業の役割
(1) 配偶者等からの暴力 (DV) 防止に関する啓発の推進 ○ DVを予防・防止するための学習機会の充実と啓発活動に努めます (人権文化課) ○ DV防止法についての広報活動に努めます (人権文化課) ○ デート DV防止に関する啓発に努めます (人権文化課・教育指導課・地域教育振興課) ○ DV被害者支援に向けて庁内関係課や関係機関へ意識の向上を図る機会を提供します (人権文化課)	○ DVについての学習機会に参加し、正しい知識を持ちましょう ○ DV防止法についての理解を深めましょう ○ デート DVに関する正しい知識を持ちましょう

課題3 配偶者等からの暴力（DV）に対する相談体制の整備

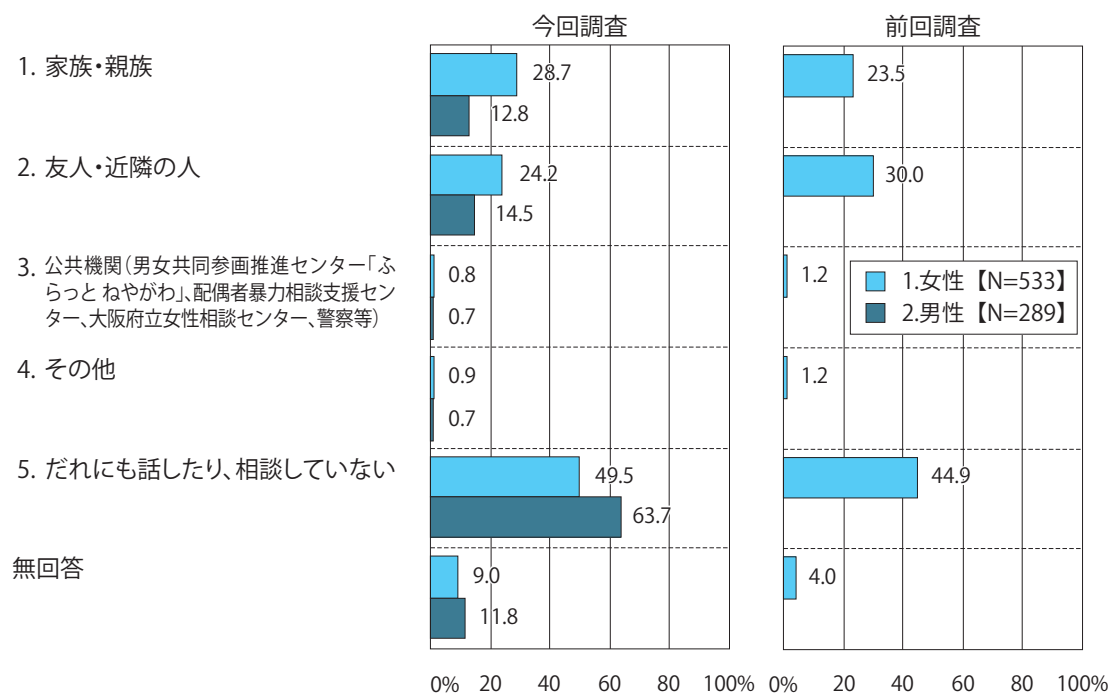
【現状と課題】

「平成21年市民意識調査」によると、DV被害者の約半数以上が被害を受けたのにだれにも話したり相談していません。

被害を受けたのに相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえがまんすれば、やっていけると思った」、「相談してもむだだと思った」が上位の理由となっています。

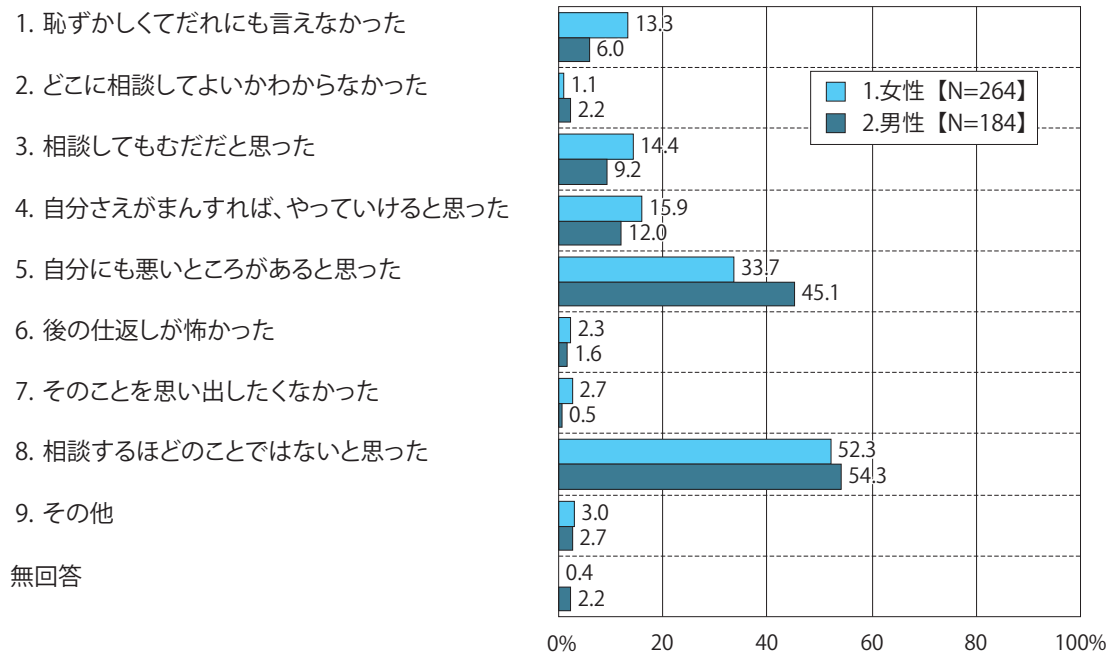
専門機関の周知を図るとともに、DV被害者の心と体を両面でとらえ、二次的な被害を受けないよう配慮し、被害を潜在化させないことが重要です。また、同じ体験をした仲間同士で課題の解決を図る自助グループの育成も課題です。

図 被害を受けた時の相談相手



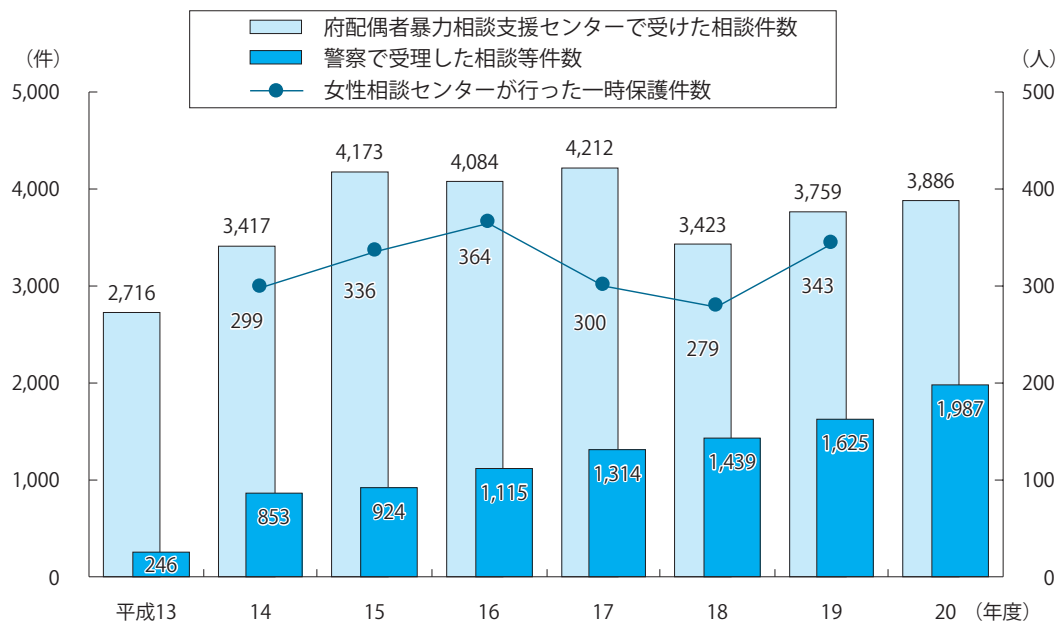
資料：「平成21年市民意識調査」

図 被害を受けたが相談しなかった理由



資料：「平成21年市民意識調査」

図 ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談等件数の推移（府）



（注）「府配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数」は内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査。平成13年度は大阪府女性相談センターで受けた相談件数、本人以外からの相談も含む。

「警察で受理した相談等件数」は大阪府警察本部調べ。平成13年は、法施行後にデータ集計を開始しており、1年に満たない。

「女性相談センターが行った一時保護件数」は大阪府女性相談センター調べ

資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成21年度版年次報告書

「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改訂版）」

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）相談体制の充実 ○DVの相談体制の充実に努めます（人権文化課） ○女性のための法律相談の充実に努めます（人権文化課） ○他市と連携した相談体制の整備に努めます（人権文化課） ○DV被害者の自立支援に向けて、府や関係機関で実施している相談等の情報提供に努めます（人権文化課） ○相談窓口の広報活動を充実します（人権文化課） （２）連携体制の充実 ○府や関係機関・庁内関係課と連携して対応を図ります（人権文化課・関係各課） ○「寝屋川市DV被害者支援連絡会」の充実に努めます（人権文化課・関係各課）	○DV被害者からの相談を受けたら、専門の相談窓口にご相談するよう助言しましょう ○DV被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう ○専門相談を活用して問題の解決に結び付けましょう ○自立に向けて相談や情報等を活用しましょう

課題4 配偶者等からの暴力（DV）被害者への保護・自立支援

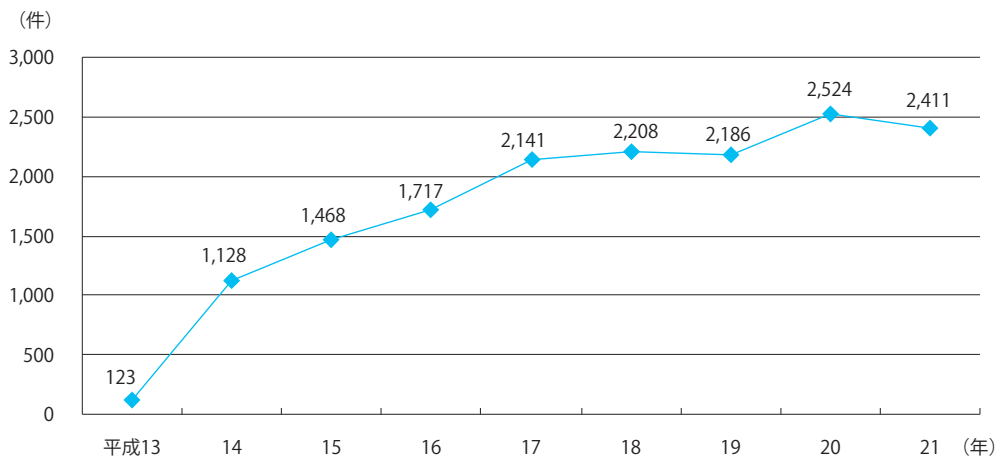
【現状と課題】

配偶者暴力防止法の制定を機に、DV被害者の保護に関しては、制度化と取組が進められてきましたが、今後も各関係機関と連携した適切な対応が必要となります。

DV被害からの回復には、DVを受けていた年数以上の時間が必要だと言われており、被害者は暴力から逃れた後も、長期間にわたって精神的な不安定さや体の不調、経済的困難を抱える場合も多くあります。

このことから、DV被害を受けている当事者の自立に向けて、今後も精神的・身体的・経済的に安心して生活を送ることができるよう、様々な機関の連携を強化し、継続した取組を行う必要があります。

図 保護命令発令件数の推移（国）



（注）1. 最高裁判所資料より作成。

2. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数
資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（1）被害者保護のための支援 ○府や関係機関等と連携して、被害者が安心できる緊急一時避難体制を整備します（人権文化課・関係各課） （2）生活自立のための支援 ○DV被害者やその子どもへの行政手続等に関する情報提供や助言を行います（人権文化課・関係各課） ○DV被害者へ住宅に関する情報提供を行います（人権文化課・関係各課） ○DV被害者の心身の回復を支援します（人権文化課・関係各課）	○DV被害者の立場に立った支援に協力しましょう